

法人格の検討にあたっての補足意見

平成 28 年 5 月 20 日

小規模多機能自治推進ネットワーク会議

代表 雲南市長 速水 雄一

前回の第 3 回会議において意見発表の機会をいただいたところですが、前回のご議論の成果を踏まえ、地方の立場から以下に意見を申し述べます。

このたび、何らかの結論を出すことを念頭に、地域運営組織に適した法人格の検討がなされること自体、画期的なことであり改めてお礼申し上げますとともに、全国の津々浦々で使われるものとなり、持続的な社会の構築につながることを強く期待するものがあります。こうした点で、このほど NPO 法の新たな解釈が示されたことは有意義なことであり高く評価するものであります。

その上で、現場実態に即して考えた場合、以下の観点でさらに踏み込んだご議論を期待いたします。

1. 地域運営の形態には様々なものがあり、地域の進度も地域によってかなり異なること。
2. したがって、多様な制度が望まれ、運営形態、進度に合わせ、制度選択の幅が望まれること。
3. とりわけ、どこかの地域だけではなく、どの地域も取り組みやすい制度が望まれることから、“小さな自治”として捉えたものが望まれること。

このような観点で考えますと、NPO 法による対応に加え、「自治」の観点から捉えた制度が望まれます。例えば、前回の論議において、名和田委員から一般社団法人能登川まちづくり協議会（東近江市）を例として、自治会を団体会員とすることにより運営上の工夫がなされている旨のご紹介がありましたが、逆に言えば“運営上の工夫”をしなければ住民全員を会員とする組織運営が困難であるとも言えるかと存じます。

そこで、地方自治法に基づく認可地縁団体を発展的に改良した制度の創設を強く希望いたします。改良点としては、次のようなものを望みます。

- ① 財産上の権利に限らず、地域運営そのものを目的とするもの。
- ② 高い事業性の発揮を前提に、機動的な意思決定が可能な理事会（役員会）の設置を可能とし、活動状況や財務情報の情報公開を盛り込んだもの。
- ③ 全住民が会員の権利を有するという特性を考慮し、総会時の代議制を可能とするもの。

最後に、顕著になってきている地域の疲弊に対処していくためには、政策的インパクトが必要であり、我々自治体独自の仕組みを全国共通の法的枠組みで裏打ちする、地域運営組織に特化した新法制定も視野に、大所高所に立って、ご議論いただくことを願っております。

【参考】 現行の認可地縁団体の改良が望まれる点

1. 法人登記（現在規定なし）

⇒法人登記を義務付け

…事業性、対外的取引活動をする場合、第3者の権利擁護ができないため。

例えば金融機関からの借り入れを阻害。

2. 不動産又は不動産に関する権利等（登記・登録を要する資産；所有権、地上権、質権、賃借権、国債、車両など）を保有するためでなければ、認可の対象とはならない。（法第260条の2第1項）

⇒暮らしを支える事業活動も認可の対象とすべき。

…既に事業活動そのものにおいて人格が必要な団体が生じてきているため。

3. 代表権（法第260条の5）

⇒代表権は一人に限定しない。

…対外的取引活動を考慮した場合、代表権が代表者一人に限定された場合、代表者に事故ある時の取引活動が阻害される恐れがあるため。

4. 構成員名簿（第260条の4第2項）

⇒市長村長が地域代表制を認める場合には、構成員名簿の提出は不要とする。

…相当数の者が現に会員となっていると認めなければ、市長村長が地域代表制を認めることはあり得ず、人口移動の激しい地域で名簿を逐次整備しておくことは非現実的であるため。

5. 総会時の委任状の取扱い（第260条の18第2項関連）

⇒規約で定めた場合は、代議制を可能とする。

…委任状方式では規模の大きな組織では運営が困難であり、実態に合わないため。

6. 活動状況や財務情報の開示（現在規定なし）

⇒活動状況や財務情報の開示を規定する。

…対外的取引活動を考慮した場合、第3者の権利擁護ができないため。

7. 理事会（役員会）（現在規定なし）

⇒理事会（役員会）による意思決定ができるようにする。

…事業活動を想定し、機動性ある意思決定を可能とするため。